

建築基準法施行令第百二十九条の七第五号イ(2)の国土交通大臣が定める措置を定める件(平成20年12月19日国土交通省告示第1495号)

建築基準法施行令(昭和三十五年政令第三百三十八号)第百二十九条の七第五号イ(2)の規定に基づき、国土交通大臣が定める措置を次のように定める。

建築基準法施行令第百二十九条の七第五号イ(2)に規定する国土交通大臣が定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 かごと接合するガイドレールを取り付けるために昇降路内に設けるレールブラケットで、地震時にその回りに昇降路内の主索その他の索が掛かった場合において、エレベーターの機能に支障が生じるおそれのあるものにあつては、索が回り込まないように当該レールブラケットの端部間に鉄線、鋼線又は鋼索を設けること。
- 二 釣合おもりと接合するガイドレールを取り付けるために昇降路内に設けるレールブラケットにあつては、索が回り込まないようにその端部間に鉄線、鋼線又は鋼索を設けること。
- 三 昇降路内に設ける横架材で、地震時にその回りに地震時に昇降路内の主索その他の索が掛かった場合において、エレベーターの機能に支障が生じるおそれのあるものにあつては、索が回り込まないように当該横架材の端部を昇降路の立柱に緊結すること。

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。